

4 前三項の規定は、出願人が第二十九条の七の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。

(謄本の請求等)

第三十七条 出願人は、出願時の国際出願に係る書類又はその手続の補充、明細書等の引用補充、欠落部分の補充、適当な明細書等の補充若しくは手続の補正に係る書類の謄本の交付を、特許庁長官に対し、請求することができる。

2・3 略

(ファイル記録事項の請求)

第三十七条之二 出願人は、ファイルに記録されている出願時の国際出願に係る事項又はその手続の補充、明細書等の引用補充、欠落部分の補充、適当な明細書等の補充若しくは手続の補正に係る事項を記載した書類の交付を、特許庁長官に対し、請求することができる。

2 略

第七十三条之三 略

2 略

3 第一項に規定する場合において、出願人又は代理人が書面をその提出期間内に特許庁に提出することができなかつた原因が特許庁長官が認める電気通信回線の故障によるものであると認められ、かつ、出願人が当該事由がなくなつた日の翌日に当該書面を提出したときは、特許庁長官は、その書面をこの提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

様式第12 (第24条、第29条の2、第29条の3、第29条の6、第29条の7及び第29条の8関係)

略

(備考)

1 法第4条第2項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは表題を「手続補完書 (法第4条第2項の規定による命令に基づく手続の補完)」と

新設

(謄本の請求等)

第三十七条 出願人は、出願時の国際出願に係る書類又はその手続の補充、明細書等の引用補充、欠落部分の補充若しくは手続の補正に係る書類の謄本の交付を、特許庁長官に対し、請求することができる。

2・3 略

(ファイル記録事項の請求)

第三十七条之二 出願人は、ファイルに記録されている出願時の国際出願に係る事項又はその手続の補充、明細書等の引用補充、欠落部分の補充若しくは手続の補正に係る事項を記載した書類の交付を、特許庁長官に対し、請求することができる。

2 略

第七十三条之三 略

2 略

新設

様式第12 (第24条、第29条の2、第29条の3、第29条の6及び第29条の7関係)

略

(備考)

1 法第4条第2項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは表題を「手続補完書 (法第4条第2項の規定による命令に基づく手続の補完)」と

し、第29条の2第1項の規定による命令に基づき明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の2第1項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充)」とし、第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の3の規定による明細書等の引用補充)」とし、第29条の6第1項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の6第1項の規定による命令に基づく欠落部分の補充)」とし、同項の規定による命令に基づき適当な明細書等の補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の6第1項の規定による命令に基づく適当な明細書等の補充)」とし、第29条の7の規定により欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の7の規定による欠落部分の補充)」とし、法第17条の規定により手続の補完をするときは表題を「手続補完書 (法第17条の規定による手続の補完)」とし、令第1条第1項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは「手続補完書 (令第1条第1項の規定による命令に基づく手続の補完)」とする。

2 第29条の2第1項の規定による命令に基づき明細書等の引用補充をするとき、第29条の6第1項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするとき又は同項の規定による命令に基づき適当な明細書等の補充をするときは「補充命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とする。

し、第29条の2第1項の規定による命令に基づき明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の2第1項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充)」とし、第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の3の規定による明細書等の引用補充)」とし、第29条の6第1項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の6第1項の規定による命令に基づく欠落部分の補充)」とし、第29条の7の規定により欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の7の規定による欠落部分の補充)」とし、法第17条の規定により手続の補完をするときは表題を「手続補完書 (法第17条の規定による手続の補完)」とし、令第1条第1項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは「手続補完書 (令第1条第1項の規定による命令に基づく手続の補完)」とする。

2 第29条の2第1項の規定による命令に基づき明細書等の引用補充をするとき又は第29条の6第1項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするときは「補充命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とする。